



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 岩 塚 製 菓 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 榎 春夫
(JASDAQ コード番号 : 2221)
問合せ先 常務取締役 郷 芳夫
(TEL:0258-92-4111)

定款一部変更に伴うお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成26年5月19日に公表した「執行役員制度の導入及び執行役員選任に関するお知らせ」のとおり、業務執行上の意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。これらの取り組みをさらに進めつつ、監査・監督機能とガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものです。
- (2) 非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、本議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結のときをもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第1章 総則 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>増員また補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる<u>もの</u>に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる<u>者</u>に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第28条 <u>当社会社の監査役は4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 当社の期末配当の<u>基準日</u>は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 計 算 第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>32</u>条 当社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>